

東近江市公告

東近江市人事行政の運営等の状況の公表について

東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東近江市条例第240号）第6条及び第7条の規定に基づき、以下のとおり公表します。

なお、公表する内容については、総務省指定の給与実態調査、定員管理調査、勤務条件等に関する調査、地方公務員等制度実態調査等に基づくものです。

令和2年2月1日

東近江市長 小 椋 正 清

1 採用、退職及び職員数の状況（条例第3条第1号関係）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門名	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
	平成30年	令和元年		
一般行政部門	727	732	5	
議会	6	6	0	
総務	169	167	△2	交通政策機能強化に伴う事務移管
税務	53	53	0	
民生	293	300	7	認定こども園化による職員配置換え
衛生	73	70	△3	保健施設整備に伴う事務事業の減
労働	2	3	1	プレミアム付商品券事業
農林水産	46	45	△1	地域商社支援業務の平準化
商工	14	13	△1	大規模事業完了に伴う業務の平準化
土木	71	75	4	交通政策機能強化に伴う事務移管
教育部門 (教育長含む。)	133	120	△13	認定こども園化による職員配置換え
公営企業等会計	140	141	1	
病院	55	55	0	
水道	19	19	0	
下水道	21	21	0	
その他	45	46	1	介護保険資格業務の事務移管
合計	1,000	993	△7	

注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤の職員を除く。

(2) 職員の採用状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	看護師	県等派遣職員	技能労務職	医師・薬剤師 医療技術職	企業職	計
H30.4.2～ H31.3.31	-	-	-	-	-	-	-	-	0
H31.4.1	42	12	3	1	4	-	3	3	68
合計	42	12	3	1	4	0	3	3	68

(3) 職員の退職状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	看護師	県等派遣職員	技能労務職	医師・薬剤師 医療技術職	企業職	計
H30.4.1～ H31.3.30	2	4	-	-	-	-	-	-	6
H31.3.31	41	10	2	3	5	4	2	2	69
合計	43	14	2	3	5	4	2	2	75

2 給与及び休暇に関する状況（条例第3条第3号及び第4号関係）

(1) 人件費の概要（平成30年度普通会計決算）

区分	歳出額	人件費	人件費率
	A	B	B/A
30年度	千円	千円	%
	50,177,795	7,419,432	14.79

注) 人件費には、市長、副市長及び教育長に支給される給料、市議会議員等に支給される報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与費（平成31年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
859	3,284,497	732,254	1,382,002	5,398,753	6,285

注1) 職員手当の額は、退職手当を除いています。

注2) 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特別職の給料など（令和2年1月1日現在）

	給料・報酬	期末手当（平成31年度支給割合）
市長	900,000 円	6月期 1.675 月分 12月期 1.725 月分 計 3.400 月分
副市長	750,000 円	
議長	460,000 円	
副議長	390,000 円	
議員	370,000 円	

(4) 一般職の給料など

① 平均給料及び平均年齢（平成31年4月1日現在）

区 分	一般行政職員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
東近江市	318,500 円	41.4 歳	297,500 円	52.8 歳
国	329,433 円	43.4 歳	287,312 円	50.9 歳

② 初任給及び採用2年後の給料（平成31年4月1日現在）

区 分	東近江市		国	
	決 定 初任給	採用2年経過日 の給料額	決 定 初任給	採用2年経過日 の給料額
一般行政 職 員	大学卒	円 187,200	円 198,400	円 206,300
	高校卒	円 153,000	円 162,900	円 157,000
		円 185,200 180,700	円 148,600	円 192,400

注) 大学卒の国の欄中 I 及び II は、国家公務員採用試験の区分です。

③ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政 職 員	大学卒	円 265,500	円 323,700	円 356,700
	高校卒			円 300,600

(5) 一般行政職員の級別人員（平成31年4月1日現在）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長 課長	課長補佐 主幹	係長 副主幹	主査 主任	主事 技師	主事 技師	
職員数	16人	96人	98人	96人	88人	76人	96人	566人
構成比	2.8%	17.0%	17.2%	17.0%	15.5%	13.4%	17.0%	100.0%

注1) 給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

注2) 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の種類とその内容（特に指定するものを除き令和2年1月1日現在）

手当名	支給内容	
地域手当	支給対象地域	市内全域
	支給率	3%
	支給対象職員	全職員
扶養手当	配偶者	6,500円
	子等の扶養親族	10,000円
	配偶者のない職員の扶養親族1人目	子 10,000円、父母等 6,500円
	16歳となる年度の初めから22歳の年度末までの子の加算（一人当たり）	5,000円加算
住居手当	[借家・借間] 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 27,000円	
通勤手当	[交通機関等利用者] 1箇月の運賃等相当額を支給 (6箇月の定期券額による) 最高 55,000円	
	[交通用具使用者] 自動車・自転車等の別、通勤距離に応じて支給	
	区分	自動車等
	2km以上 5km未満	4,100円
	5km以上 10km未満	6,000円
	10km以上 15km未満	7,900円
	15km以上 20km未満	10,100円
	20km以上 25km未満	12,900円
	25km以上 30km未満	15,800円
	30km以上 35km未満	18,700円
	35km以上 40km未満	21,600円
	40km以上 45km未満	24,400円
	45km以上 50km未満	26,200円
	50km以上 55km未満	28,000円
	55km以上 60km未満	29,800円
	60km以上	31,600円
		自転車 8,900円

手当名	支給内容																																							
期末・勤勉手当 (平成31年度)	○支給割合																																							
		期末	勤勉	計																																				
	6月期	1.300 月	0.925 月	2.225 月																																				
	12月期	1.300 月	0.975 月	2.275 月																																				
	計	2.600 月	1.900 月	4.500 月																																				
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり																																								
退職手当 (平成31年4月1日現在)	○支給割合																																							
		自己都合	早期・定年																																					
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分																																					
	勤続25年	28.0395 月分	33.2705 月分																																					
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分																																					
最高限度	47.709 月分	47.709 月分																																						
特殊勤務手当	<table border="1"> <tr> <td>手当の種類</td> <td colspan="3">17種類</td> </tr> <tr> <td>手当支給職員の割合</td> <td colspan="3">11.2%</td> </tr> <tr> <td>支給職員一人当たり平均支給月額</td> <td colspan="3">28,090円</td> </tr> <tr> <td>支給額の多い手当</td> <td colspan="3">医師調整手当</td> </tr> <tr> <td>多くの職員に支給されている手当</td> <td colspan="3">夜間看護手当</td> </tr> </table>				手当の種類	17種類			手当支給職員の割合	11.2%			支給職員一人当たり平均支給月額	28,090円			支給額の多い手当	医師調整手当			多くの職員に支給されている手当	夜間看護手当																		
	手当の種類	17種類																																						
	手当支給職員の割合	11.2%																																						
	支給職員一人当たり平均支給月額	28,090円																																						
	支給額の多い手当	医師調整手当																																						
多くの職員に支給されている手当	夜間看護手当																																							
時間外勤務手当	<table border="1"> <tr> <td>平成30年度支給総額</td> <td colspan="3">263,286 千円</td> </tr> <tr> <td>支給職員一人当たり平均支給年額</td> <td colspan="3">403,659 円</td> </tr> </table>				平成30年度支給総額	263,286 千円			支給職員一人当たり平均支給年額	403,659 円																														
	平成30年度支給総額	263,286 千円																																						
支給職員一人当たり平均支給年額	403,659 円																																							
管理職手当 (平成31年4月1日現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th colspan="3">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td colspan="3">84,200 円</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td colspan="3">79,700 円</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td colspan="3">70,600 円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td colspan="3">62,300 円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td colspan="3">58,100 円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td colspan="3">55,000 円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td colspan="3">51,000 円</td> </tr> <tr> <td>園長</td> <td colspan="3">35,000 円～ 51,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				職名	支給額			部長	84,200 円			理事	79,700 円			次長	70,600 円			課長	62,300 円			参事	58,100 円			課長補佐	55,000 円			主幹	51,000 円			園長	35,000 円～ 51,000 円		
	職名	支給額																																						
	部長	84,200 円																																						
	理事	79,700 円																																						
	次長	70,600 円																																						
	課長	62,300 円																																						
	参事	58,100 円																																						
	課長補佐	55,000 円																																						
主幹	51,000 円																																							
園長	35,000 円～ 51,000 円																																							

(7) 年次有給休暇の使用状況 (平成30年度)

(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b) / (c) 平均取得日数	(b) / (a) 取得率
日 21,012	日 5,417.0	人 554	日 9.8	% 25.8

注) 「対象職員」は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業又は休職の事由がある職員並びに派遣職員を除いています。

(8) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成30年度）

（単位：人）

区 分	平成30年度中の育児休業取得状況（全職員）		平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業	部分休業
男 性	1	2	15	1	0
女 性	58	14	31	27	4
計	59	16	46	28	4

3 分限及び懲戒処分 of 状況（条例第3条第6号関係）

(1) 分限処分の状況（平成30年度）

① 職員の意に反する降任・免職の状況

（単位：人）

処分事由	処分の種類					合計
	降 任	免 職	休職	降給		
勤務実績がよくない場合	-	-	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	4	-	-	4
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-	0
廃職または過員を生じた場合	-	-	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-	0
条例で定める事由による場合	-	-	-	-	-	0
合 計	0	0	4	0	0	4

(2) 懲戒処分の状況（平成30年度）

（単位：人）

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
給与・任用に関する不正	-	-	-	-	-	0
一般服務違反関係	-	-	-	-	-	0
一般非行行為	-	-	-	-	-	0
収賄等関係	-	-	-	-	-	0
道路交通法違反	-	-	1	-	-	1
監督責任	-	-	-	-	-	0
合 計	0	0	1	0	0	1

4 人材育成に関する状況（条例第3条第9号関係）（平成30年度）

名 称	目的及び概要	参加者数 (延べ人数)
一般（階層別）研修	新規採用職員研修（採用前、前期、フォローアップ、後期）、2年目職員研修	334 人
一般（特別）研修	人事考課制度考課者研修、職場内グループ研修推進員研修、先進地等研修、地域担当職員研修、インターンシップ受入、庁内報編集委員研修、業務改善運動改善リーダー研修、リーダー養成プログラム、リーダーシップ研修	797 人
職場研修	職場内グループ研修（公務員倫理、人権、接遇）、業務改善運動	5,576 人
派遣研修（一般研修）	滋賀県市町村職員研修センター	252 人
派遣研修（特別研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀大学地域活性化プランナー学び直し塾、都市幹部職員研修会、人事管理研修、企業内人権研修、その他	97 人
派遣研修（専門研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県建設技術センター、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所	68 人
派遣研修 (指導者養成研修)	滋賀県市町村職員研修センター	17 人

5 福利厚生に関する状況（条例第3条第10号関係）

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成30年度）

名 称	対 象 者	受診者数
定期・成人健診	全職員	911 人
胃検診	35歳以上職員	387 人
子宮頸がん検診	20歳以上奇数年齢の女性職員	153 人
乳がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員	157 人
大腸検診	35歳以上職員	410 人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数 (平成30年度)

通勤災害	公務災害	計
1	6	7

(3) 福利厚生事業 (平成30年度)

地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、東近江市職員互助会を組織し、条例に基づき職員の相互救済及び福祉の増進を図っています。

・主な歳入

会費	14,880 千円	979名 給料月額 $\frac{4}{1000}$
手数料	4,308 千円	生命保険取扱手数料等
負担金	4,123 千円	市負担金

・主な歳出

体育費	1,472 千円	体育クラブ助成等
文化教養費	623 千円	文化クラブ助成等
厚生費	8,387 千円	福利厚生事業
給付金	11,465 千円	

・給付金の種類

結婚給付金	2万円
退職給付金	3千円×勤続年数
人間ドック給付金	経費の2分の1 (3万円限度)
永年勤続祝い金	勤続20年は3万円、同30年は8万円分の旅行券又は三方よし商品券
介護休暇給付金	介護休暇を取得する間の給与が共済組合掛金額に満たないときその不足する額
傷病給付金	2週間以上の入院療養 1万円、引続き2箇月以上の入院療養 1万円 (再度)
出産給付金	1子につき1万円
葬祭料及び弔慰金	会員の死亡 葬祭料 20万円、弔慰金 30万円 供花又は盛籠 1万円以内
親族弔慰金	配偶者 5万円、実父母・養父母 2万円 実子・養子 2万円、兄弟姉妹 (同居) 1万円 配偶者の実父母・養父母 (同居) 1万円、他の扶養親族 1万円 供花又は盛籠 1万円以内
災害給付金	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたときその都度定めた額

公平委員会の業務の状況に係る報告について

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(条例第 5 条第 1 号及び第 2 号関係)

1 措置の要求の状況

なし

2 不服申立ての状況

なし